

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税賦課業務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、軽自動車税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいその他事態の発生によるリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を充分認識するとともに、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることがを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和7年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税事務
②事務の概要	地方税法等に従い、賦課期日である4月1日現在で軽自動車等を保有している納税義務者に対して軽自動車税を賦課する。 【申告書受付事務】 軽自動車等の異動に関する申告の受付を実施する。 ①住民または事業所から提出される軽自動車税申告書の受付を行う。 ②陸運支局、軽自動車検査協会(全国軽自動車協会連合)またはOSS等電子申請等に提出された軽自動車税申告書の受付を行う。 【賦課事務】 ①賦課期日時点で課税対象となる車両を特定し、納税義務者に対しての納税通知書を作成する。 ②賦課後に申告書の遅延や減免の申請などにより税額等が変更となった納税義務者に対して、納税通知書及び更正通知書を作成する。 【調査通知事務】 ①死亡または転出した納税義務者に対して、各種手続きを促す通知書を作成する。 ②転入者が転入前自治体のナンバープレートを保持していた場合、転入前自治体に向けて車両が異動した旨の通知書を作成する。 【窓口事務】 住民の申請に基づき、異動処理および証明書発行を実施する。 ＜特定個人情報の利用について＞ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、特定個人情報を以下のように取り扱う。 I. 個人番号の取得 ①宛名情報システムから住民の個人番号を取得する。 ②申請書(減免申請書)に記載された個人番号より取得する。 II. 特定個人情報の照会 ①情報提供ネットワークシステムから業務に必要な情報(障害者情報等)を取得する。
③システムの名称	軽自動車税システム、宛名情報システム、情報提供ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

軽自動車税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項別表24の項
--------	-----------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 本事務においては情報提供は行ないません。 2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民税課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	釧路市 市民協働推進課 〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 TEL(代表)0154-23-5151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	釧路市 市民税課 〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 TEL(代表)0154-23-5151
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号登録の際には、複数人での確認を行うようにしており、情報提供ネットワークシステムによる照会を行う際には複数情報による照会を行うことを厳守している。個人番号が記載された申請書は個人番号の記載のない書類と別に廃棄している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	端末へのアクセスが可能な職員は、生体認証装置とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、パスワードを定期的に変更することで不正アクセスを防いでいる。 これらにより、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月25日	I 関連情報 1 ②	1 納税者からの申告及び届出等による軽自動車税課税管理業務 2 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務	地方税法等に従い、賦課期日である4月1日現在で軽自動車等を保有している納税義務者に対して軽自動車税を賦課する。 【申告書受付事務】 軽自動車等の異動に関する申告の受付を実施する。 ①住民または事業所から提出される軽自動車税申告書の受付を行う。 ②陸運支局、軽自動車検査協会(全国軽自動車協会連合)またはOSS等電子申請等に提出された軽自動車税申告書の受付を行う。 【賦課事務】 ①賦課期日時点で課税対象となる車両を特定し、納税義務者に対しての納税通知書を作成する。 ②賦課後に申告書の遅延や減免の申請などにより税額等が変更となった納税義務者に対して、納税通知書及び更正通知書を作成する。 【調査通知事務】 ①死亡または転出した納税義務者に対して、各種手続きを促す通知書を作成する。 ②転入者が転入前自治体のナンバープレートを持っていた場合、転入前自治体に向けて車両が異動した旨の通知書を作成する。 【窓口事務】 住民の申請に基づき、異動処理および証明書発行を実施する。 <特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、特定個人情報を以下のように取り扱う。 Ⅰ. 個人番号の取得 ①宛名情報システムから住民の個人番号を取得する。 ②申請書(減免申請書)に記載された個人番号より取得する。 Ⅱ. 特定個人情報の照会 ①情報提供ネットワークシステムから業務に必要な情報(障害者情報等)を取得する。	事後	重要な変更にあたらない。 わかりやすい記載としました。
令和7年2月25日	I 関連情報 1 ③	軽自動車税システム	軽自動車税システム、宛名情報システム、情報提供ネットワークシステム	事後	重要な変更にあたらない。 わかりやすい記載としました。
令和7年2月25日	I 関連情報 3	番号法第9条、別表第1第16項並びに内閣府・総務省令第16条	番号法第9条第1項別表24の項	事前	事前の提出・公表が義務付けられない。法律の改正のため。
令和7年2月25日	I 関連情報 4 ②	番号法第19条第7項、別表第2第27項	1 情報提供の根拠 本事務においては情報提供は行ないません。 2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事前	事前の提出・公表が義務付けられない。法律の改正のため。
令和7年2月25日	I 関連情報 7	市民協働推進課	鉦路市 市民協働推進課 〒085-8505 鉦路市黒金町7丁目5番地 TEL(代表)0154-23-5151	事後	重要な変更にあたらない。 わかりやすい記載としました。
令和7年2月25日	I 関連情報 8	市民税課	鉦路市 市民税課 〒085-8505 鉦路市黒金町7丁目5番地 TEL(代表)0154-23-5151	事後	重要な変更にあたらない。 わかりやすい記載としました。
令和7年2月25日	Ⅱ しきい値判断項目1～2	平成30年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため (計数の見直し)
令和7年2月25日	Ⅳ リスク対策 8	-	新規追加項目について記載	事後	様式改正による変更。
令和7年2月25日	Ⅳ リスク対策	8. 監査 ○内部監査	9. 監査 ○自己点検 ○内部監査	事後	様式改正による変更。 わかりやすい記載としました。
令和7年2月25日	Ⅳ リスク対策	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	Ⅳ リスク対策 11	-	新規追加項目について記載	事後	様式改正による変更